



所沢市

ひと・まち・みどりの景観計画



所沢市
平成23年7月

「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の策定にあたって



わたしたちのまち『所沢』には、狭山丘陵に代表されるみどり豊かな自然をはじめとして、三富新田やところざわまつりなどの歴史・文化が息づき、都市機能と調和した閑静な住宅地など地域それぞれの個性が感じられる景観が数多くあります。

わたしたちは、こうした先人達が創りあげ、育て、守ってきた共有資産である景観を、わたしたちの暮らしの中で保全し、あるいは活用しながら次世代へ継承していく必要があります。

日々の生活の中では、わたしたち一人ひとりが感じられる景観を意識し、景観を活かしたまちづくりに市民の皆様が参加されることで、「わたしたちの景観」として共有できるような身近な景観まちづくりがとても大切なこととなります。

こうしたことから本市では、これまでも総合的・計画的に景観形成の取り組みを進めてまいりましたが、この度さらに市民が主体となる景観まちづくりや景観法に基づく景観施策を実施するため、『所沢市ひと・まち・みどりの景観計画』を策定いたしました。

本計画は、本市の景観の特徴であるみどりを基調として、市民一人ひとりが景観を意識し、所沢らしい良好な景観を市民主体で織りあげていくことを目指し、景観像を『ひと・まち・みどり わたしたちが織りあげる ところざわ』としております。

もとより、景観まちづくりには、市民・団体、事業者および市の協働により取り組んでいくことが必要となりますことから、市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

所沢市長 当麻 よし子

<目 次>

序	所沢らしい良好な景観の形成を目指して	1
1	目的	
2	位置付け	
第1部	所沢の景観	5
第1章	景観特性	6
第2章	景観の形成上の課題	9
第2部	良好な景観を形成するための計画	13
第1章	景観像等	15
1	景観像	
2	基本目標	
第2章	景観計画区域	17
第3章	各ゾーンの目標および方針	18
第4章	行為の制限	21
1	対象行為	
(1)	届出対象行為	
(2)	届出の有無による制限の考え方	
2	景観形成基準	
(1)	建築物の配慮事項	
(2)	工作物の配慮事項（各ゾーン共通）	
(3)	建築物および工作物の色彩基準（勧告および変更命令基準）	
第5章	景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針	29
1	景観重要建造物の指定の方針	
(1)	とことこ景観建造物	
(2)	運用基準	
2	景観重要樹木の指定の方針	
(1)	とことこ景観樹木	
(2)	運用基準	
第6章	屋外広告物に関する方針	30

第7章 公共施設の整備および管理に関する方針	31
1 公共施設に関する方針	
(1) 街路樹の管理の方針	
(2) 公共案内の設置等の方針	
2 景観重要公共施設に関する方針	
第8章 市民活動に関する事項	32
第3部 景観まちづくりの推進施策	33
第1章 景観まちづくりの主体と役割	34
第2章 景観まちづくりの推進施策	35
1 景観市民活動クラブ	
2 とことこ景観資源の指定と活用	
3 景観法等に基づくまちづくり制度の活用	
(1) 景観計画の変更提案（景観法）	
(2) 景観地区の指定（都市計画法）	
(3) 景観協定の締結（景観法）	
(4) 地区計画、建築協定、街づくり協定等の活用（都市計画法、建築基準法等）	
(5) 街づくり推進地区の活用	
(6) 専門家の派遣	
(7) 所沢市景観審議会の設置	
(8) 景観整備機構の指定（景観法）	
第3章 良好な景観の形成の推進に向けて	42
1 景観計画の見直し	
2 推進に向けての取り組み	
参考資料	45
1 文化財等	
2 用語解説	
3 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	

所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の構成

序 所沢らしい良好な景観の形成を目指して

■目的 ■位置付け

第1部

所沢の景観

自然
歴史・文化
市街地

第1章 景観特性

自然、歴史・文化、市街地の3つの視点から所沢市の景観特性を整理します。

第2章 景観の形成上の課題

所沢らしい良好な景観の形成を進めるため、課題を整理します。

第2部

良好な景観を形成するための計画

景観計画の策定

良好な景観の形成を進めるための景観像等を定めます。

第1章 景観像等

景観の特性や課題を踏まえ、景観像、基本目標を定めます。

第2章 景観計画区域

市全域を景観計画区域とし、3つの景観ゾーンに区分します。

第3章 各ゾーンの目標 および方針

3つの景観ゾーンごとの方針を定めます。

第4章 行為の制限

届出対象行為と景観形成基準を定めます。

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

指定の方針を定めます。

第6章 屋外広告物に関する方針

屋外広告物の表示または設置に関する方針を定めます。

第7章 公共施設の整備および管理に関する方針

公共施設が担う役割等と景観重要公共施設に関する方針を定めます。

第8章 市民活動に関する事項

市民・団体が主体の景観まちづくりに関する事項を定めます。

第3部

景観まちづくりの推進施策

景観まちづくり施策の策定

景観まちづくりを進めるための施策等を定めます。

第1章 景観まちづくりの 主体と役割

所沢らしい良好な景観の形成を進めていくため、市民・団体、事業者および市の役割を定めます。

第2章 景観まちづくりの 推進施策

市民・団体が主体の景観まちづくりを進めるための施策等を定めます。

第3章 良好な景観の形成の推進 に向けて

景観計画の見直しの考え方や、所沢らしい良好な景観の形成の推進に向けての取り組みを整理します。